

大阪市5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクトの実施にあたり、事業推進及び実績等について外部有識者の意見を聴取するため、大阪市5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

(会議のメンバー)

第2条 会議のメンバーは、前条に掲げる学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(開催期間)

第3条 この会議の開催期間は、令和7年3月31日までとする。

(座長)

第4条 会議に座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認める時は、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 メンバーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 事務局は、経済戦略局産業振興部イノベーション課が担うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。